

○農林水産省告示第千五百五十号  
肥料取締法（昭和三十五年法律第二百二十七号）第二条第二項の規定に基づき、昭和二十五年六月一  
十日農林省告示第百七十七号（特殊肥料等を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月十六日

農林水產大臣  
齋藤

健

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る)、セラツクかす、にかわかす(オゼインからゼラチンを抽出したものを乾燥したもの)を除き、牛由來の原料を原料とする場合にあつては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛の部位を原料とするものについては脊柱等が混和しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る)、魚鱗(蒸製魚鱗及びその粉末を除く)、家きん加工くず肥料(蒸製毛粉(羽を蒸製したもの)を含む)を除く)、発酵乾ぶん肥料(し尿を嫌気性発酵で処理して得られるものをいう。以下同じ)、人ぶん尿(凝集を促進する材料(以下「凝集促進材」という)又は悪臭を防止する材料(以下「悪臭防止材」という))を加え、脱水又は乾燥したものを除く)、動物の排せつ物、動物の排せつ物の燃焼灰、堆肥(わら、もみがら、樹皮、動物の排せつ物その他の動植物質の有機質物(汚泥及び魚介類の臓器を除く)を堆積又は攪拌し、腐熟させたもの(尿素、硫酸アンモニアその他の腐熟を促進する材料を使用したもの)を含む)をいい、牛由來の原料を原料とする場合にあつては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛の部位を原料とするものについては脊柱等が混和しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る)、グアノ(窒素質グアノを除く)、発泡消火剤製造かす(てい角等をしたものに限る)、貝殻肥料(貝粉末及び貝灰を含む)、貝化石粉末(古代にせい息した貝類(ひとで類又はその他の水せいたもの)の貝殻類が混在したもの)を含む)が地中

別表	
一	ポリアクリルアミド系高分子凝集促進材
二	ポリアクryル酸ナトリウム系高分子凝集促進材
三	ポリメタクリル酸エステル系高分子凝集促進材
四	ポリアクリル酸エステル系高分子凝集促進材
五	ポリアミジン系高分子凝集促進材
六	アルミニウム系無機凝集促進材
七	鉄系無機凝集促進材

貝類（ひとで類又はその他の水生い動物類が混在したものと含む。）が地中に埋没堆積し、風化又は化石化したものの粉末をいう。（以下同じ。）、製糖副産石灰、灰處理肥料（果実加工かす、豆腐かす又は焼酎蒸留液を石灰で処理したものであつて、乾物一キログラムにつきアルカリ分含有量が二百五十グラムを超えるものをいう。）、含鉄物（褐鐵鉱（沼鐵鉱を含む。）、鉱さい（主として鉄分の目的とし、鉄分を百分の十以上含有するものに限る。）、鉄粉及び岩石の風化物で鉄分を百分の十以上含有するものをいう。）、含鉄物（褐鐵鉱（沼鐵鉱を含む。）、鉱さい（主として鉄分の目的とし、鉄分を百分の十以上含有するものをいう。））、含鉄物（褐鐵鉱（沼鐵鉱を含む。）、鉱さい（主として鉄分の目的とし、鉄分を百分の十以上含有するものをいう。））、鉄粉及び岩石の風化物で鉄分を百分の十以上含有するものをいう。以下同じ。）、微粉炭燃焼灰（火力発電所において微粉炭を燃焼する際に生ずるよう融された灰で煙道の気流中及び燃焼室の底の部分から採取されるものをいう。ただし、燃焼室の底の部分から採取されるものにあつては、三ミリメートルの網ふるいを全通するものに限る。以下同じ。）、カルシウム肥料（主としてカルシウム分の施用を目的とし、葉面散布に用いるものに限る。）、石こう（りん酸を生産する際に副産されるものに限る。）

に埋没堆積し、風化又は化石化したものの粉末をいう。（以下同じ。）、製糖副産石灰、灰處理肥料（果実加工かす、豆腐かす又は焼酎蒸留液を石灰で処理したものであつて、乾物一キログラムにつきアルカリ分含有量が二百五十グラムを超えて、乾物一キログラムにつきアルカリ分含有量が二百五十グラムを超えるものをいう。）、含鉄物（褐鐵鉱（沼鐵鉱を含む。）、鉱さい（主として鉄分の目的とし、鉄分を百分の十以上含有するものをいう。））、含鉄物（褐鐵鉱（沼鐵鉱を含む。）、鉱さい（主として鉄分の目的とし、鉄分を百分の十以上含有するものをいう。））、含鉄物（褐鐵鉱（沼鐵鉱を含む。）、鉱さい（主として鉄分の目的とし、鉄分を百分の十以上含有するものをいう。））、鉄粉及び岩石の風化物で鉄分を百分の十以上含有するものをいう。以下同じ。）、微粉炭燃焼灰（火力発電所において微粉炭を燃焼する際に生ずるよう融された灰で煙道の気流中及び燃焼室の底の部分から採取されるものをいう。ただし、燃焼室の底の部分から採取されるものにあつては、三ミリメートルの網ふるいを全通するものに限る。以下同じ。）、カルシウム肥料（主としてカルシウム分の施用を目的とし、葉面散布に用いるものに限る。）、石こう（りん酸を生産する際に副産されるものに限る。）